

議案説明資料

令和7年第3回市議会（定例会）

議案第138号 学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について… P 1

令和7年6月
教育委員会

議案第 138 号

学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

1 理由

本件は、学校の管理のかしに基づく損害賠償額を決定する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

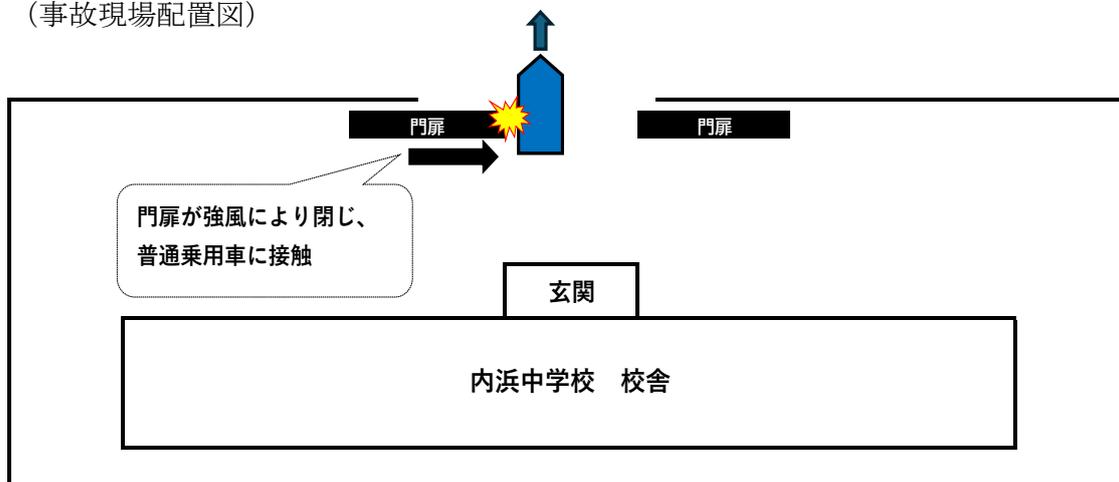
2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	201,960 円

3 事件の概要等

令和 6 年 12 月 15 日午前 8 時 20 分頃、市立内浜中学校の正門の引き戸式門扉の固定が不十分であったため、当該門扉が強風により閉じ、当該正門から前面の市道に出ようとした相手方〇〇〇〇〇氏所有の普通乗用車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

(事故現場配置図)



被害車両と正門の写真

(左側後方ドアの凹み、傷)



(正門)



(車両と接触した部分)

